お知らせ

てだこ浦西駅周辺における民間参入事業者 第2次募集について

■問い合わせ　土地区画整理組合指導室（内線4221・4220）

平成31年春、沖縄都市モノレール延長部分の開業に伴い、てだこ浦西駅（第四新駅）が開業する予定です。これに向け浦添市では、てだこ浦西駅周辺の土地利用計画を策定しているところですが、一昨年度の民間参入事業者第1次募集に引き続き、第2次募集を行います。詳細の公募募集要項につきましては、浦添市ホームページ（4月下旬公開予定）をご覧頂くか、問い合わせ先までお問い合わせください。

公募スケジュール（予定）

○**4月下旬**　公募要項発表（浦添市ホームページで公開、浦添市役所、浦添商工会議所等にて配布）

○**5月上旬**　公募説明会開催

○**6月末**　提案締切

○**7月中旬**　提案審査

○**7月末**　内定事業者発表

公募概要（3分野を予定）

（分野1）大街区開発参入事業者

①参入方法／第1次募集内定事業者の参入予定街区以外への参入

②想定候補事業／ホテル（※）、高層マンション（※）、オフィスビル（※）高齢者施設、学校、マンション、商業施設、独立型店舗、スマート住宅分譲等

（分野2）大街区開発参入事業者へのテナント入居及び共同開発

①参入方法／内定事業者建設予定施設等へのテナント入居及び共同開発（区分所有等）

②想定候補事業／飲食店、オフィス、支店・出張所、クリニック、コンビニエンスストア、レンタカー営業所等

（分野3）まちづくり法人事業（スポーツアリーナ事業、分散型エネルギー事業、ペデストリアンデッキ・駐車場管理）への協力事業

①参入方法／各事業での共同運営事業者としての提案若しくは業務受託の提案

②想定候補事業／スポーツアリーナでの共同運営やイベント興業や飲食店等、分散型エネルギー事業へのエネルギー供給、ペデストリアンデッキ・駐車場管理業務受託、まちづくり法人への出資等

審査方法

公募分野ごとに審査方法が異なります。詳しくは、四月下旬発表予定の公募要項をご覧ください。

注意事項

（注意事項1）右記（※）には参入できる街区制限があります。

（注意事項2）第2次募集公募概要は公募要項発表時に変更になることがあります。

（注意事項3）本公募で、内定とは「参入事業者候補者リスト」に登録されたことを示します。後の調整後、参入できないこともあり得ますが、浦添市、組合発起人会、その他の関係者は何ら賠償などの責任の義務を負わないものとします。

お知らせ

5月は消費者月間です みんなでつくろう！消費者が主役の社会!!

■問い合わせ　市民生活課（内線3012）

近年、高齢者の不安につけこんだ悪徳商法やお金のトラブルなど、消費者被害の相談に占める高齢者の割合が増加しています。また、これまで被害にあった高齢者が再び被害に遭う「二次被害」も増加傾向にあります。

しかし、こうした消費者トラブルは高齢者だけではなく、誰にでも起こりうるものです。あなたは大丈夫でも、家族は…。その手口を知っているだけでも、トラブルの未然防止につながります。

高齢者が狙われやすい悪徳商法の手口

●「無料で家を点検します」といって来訪。

「布団にダニがいる」「床下にシロアリが発生している」「水質に問題がある」などと不安をあおり、商品やサービスを契約させる。

●「景品をプレゼント」「健康によい話をする」と言って会場に人を集め日用品などを次々に無料で配り最終的には高額な商品を売りつける。

困ったときは、一人で悩まず誰かに相談しましょう。

1階市民相談室において専門の消費生活相談員による消費生活相談を行っています。予約は不要で相談は無料です。

《消費生活相談窓口》

浦添市消費生活相談窓口

毎週月・水・金曜日10時～16時（12時～13時、祝日、年末年始を除く）

○市民相談室（☎851－5059）

○消費者ホットライン（☎0570－064－370）

《消費者月間パネル展》

消費者月間として期間中、浦添市役所1階市民ホールにおいて、消費者トラブルに関するパネル展示や、暮らしに役立つパンフレットの配布などを行います。この機会に消費者トラブルについて学んでみませんか！

【展示期間】

5月25日（月）～29日（金）

【場所】市役所1階市民ホール

お知らせ

知っておきたい年金のはなし!!

■問い合わせ　市民課　国民年金係（内線3111・3116）

日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の全ての方に国民年金への加入が法律で義務付けられています。20歳を迎えたら、国民年金の第1号被保険者になるための手続きを、ご自身で行ってください。

平成27年度の国民年金保険料

月額15，590円になります。付加年金込み保険料は月額15，990円です。

付加年金について

付加保険料の月額は400円になります。年金を受け取る時に（付加保険料を納めた月数）×（200円）額が老齢基礎年金を受給するときに加算されます。

国民年金基金制度

自営業など第1号被保険者は老齢基礎年金に上乗せする年金として国民年金基金に任意で加入することができます。

※2号の方や国民年金保険料の免除をされている方は加入できません。

問い合わせ先

☎0120－65－4192

※付加年金と国民年金基金は同時に加入できません。

国民年金保険料の納め方

○日本年金機構から送付する納付書で、銀行・郵便局・信用金庫等の金融機関・コンビニエンスストアで納められます。

○口座振替で納めると手間もかからず納め忘れを防ぐこともできます。（2年・1年・半年・月々など割引有り）

○ATMやインターネットバンキング電子納付がご利用できます。ご利用の金融機関にお問い合わせください。

○クレジットカード納付により定期的に納付できます。（受付・浦添年金事務所）

※国民年金保険料や国民年金基金の掛金は全額社会保険料控除の対象です。扶養家族の分を支払っている場合は合わせて控除できます。申告によって所得税や住民税が軽減されます。

保険料の納付が難しいとき

収入の減少や失業等により保険料を納めるのが経済的に難しい場合は、未納のままにしないで「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行ってください。

法定免除について

次に該当する場合、届出をすれば本人の所得に関係なく国民年金保険料が全額免除されます。

・生活保護法による生活扶助を受けている方

・障害年金（1・2級）を受けている方など

任意加入

60歳までに老齢基礎年金の受給資格期間（25年）を満たしていない方や、受け取る年金を増やしたい方は、60歳以降（申出された月以降）で65歳まで任意で加入（原則・口座振替）できます（受給資格期間を満たしていない方は70歳までの間）。また、海外に居住することになった時も、日本国籍であれば、国民年金に任意加入できます。

こんなときは届出を

・20歳になったとき

【厚生年金、共済組合の加入者以外は国民年金の手続きをする】市役所年金窓口

・会社等を退職し厚生年金や共済組合の資格を喪失したとき

【国民年金に加入の手続きをする・被扶養者も同様】市役所年金窓口

・配偶者の扶養になったとき

【第3号被保険者への種別変更の手続きをする】配偶者の勤務先

・第3号被保険者が配偶者の扶養をはずれたとき

【第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをします】市役所年金窓口

・年金手帳を紛失したとき

【再交付の手続きをする】市役所年金窓口および浦添年金事務所（急ぎの場合）

・国民年金保険料の納付書を紛失したとき

【再交付の手続きをする】浦添年金事務所・電話可

浦添年金事務所

国民年金課

☎877－0343

※お電話は自動音声になります。基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

お知らせ

ハブクラゲの発生について

■問い合わせ　環境保全課（内線3216）

沖縄県の海には、猛毒を持つハブクラゲが生息し、6月初め頃から急激に成長し、人体へ影響を及ぼす大きさになります。

例年、5月頃からマリンレジャー等で海への出入りが多くなり、年間で150人前後の刺症被害が発生しています。ハブクラゲによる被害を未然に防止するために以下の点を心掛けましょう。

①海水浴を行う場合は、ハブクラゲ進入防止ネット内側で泳ぐこと。

②ハブクラゲ進入防止ネットがない場所での遊泳時には、ウェットスーツ等を着用し肌の露出は控えること。

③海へ出かける際には食酢を持参すること。

もし、ハブクラゲによる被害が発生した場合は以下の点を行うようにしましょう。

①刺された部分はこすらず、食酢をたっぷりかけて触手を取り除き、氷等で冷やすこと。

②近くの医療機関を事前に確認し、受診すること。